

兵庫県立加古川医療センター診察衣等洗濯業務委託入札仕様書

1 委託業務

(1) 業務内容

当センターの診察衣等の衣類及び寝具等（以下「診察衣等」という。）を定期的に回収し、洗濯等を行った上で、既定の場所に納品することを業務とする。具体的な業務実施方法は、下記3、4及び5を参照のこと。

なお、特別な事情がある場合を除いて、業務の再委託は禁止するものとする。

(2) 業務量

洗濯点数：314,140点（年間予定数）（具体的な品目及び数量は「入札書」記載のとおり。）

別添「新型コロナ入院患者数（疑似症を含む）」の、患者数に対応できる体制を整えること。

2 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 回収及び納品の方法

(1) 場所・時間

回収及び納品の場所並びに時間は下記のとおりとする。

ただし、院内業務に支障のない範囲で回収量の状況及び業務都合等により一時的に一部変更することも可とするが、その場合は、あらかじめ当センター担当者の了解を得ること。

※ 下記の「午前」は9時より12時までを指し、「毎日」は祝日以外の月曜日から土曜日をいうものとする。

ア 本館

① 地下1階（男女更衣室・中央監視室・リハビリテーション室・栄養管理課）

- ・ 回収日 男子更衣室 火曜日及び金曜日の午前
女子更衣室 午前（毎日）
中央監視室 金曜日の午前
栄養管理課 火曜日及び金曜日の午前
リハビリテーション室 火曜日及び金曜日の午前
- ・ 納品日 土曜日、月曜日及び火曜日回収分については、金曜日の午前
水曜日、木曜日及び金曜日回収分については、火曜日の午前

② 1階（救急救命センター初療室・放射線科・内視鏡室）及び2階（手術室男女更衣室・I C U・H C U・シャワールーム）

- ・ 回収日 午前（毎日）
- ・ 納品日 回収日の翌日（15時以降）
なお、土曜日回収分は翌週火曜日の午前に納品

③ 1階（外来・生理検査室）及び2階（医局・院長室・副院長室・部長室）

- ・ 回収日 火曜日及び金曜日の午前
- ・ 納品日 火曜日回収分については、金曜日の午前
金曜日回収分については、翌週火曜日の午前

④ 入院病棟（3階から6階まで）（各階1カ所）

- ・ 回収日 (ア)感染性汚染物 午前（毎日）
(イ)小物衣類 火曜日及び金曜日の午前
- ・ 納品日 (ア)回収から3日以内
(イ)火曜日回収分については、金曜日の午前
金曜日回収分については、翌火曜日の午前

イ 南棟

- ① 地下1階（血液浄化センター）
 - ・ 回収日 (ア) 感染性汚染物 午前（毎日）
(イ) 小物衣類 火曜日及び金曜日の午前
 - ・ 納品日 (ア) 回収から3日以内
(イ) 火曜日回収分については、金曜日の午前
金曜日回収分については、翌火曜日の午前
- ② 1階（第2MR I室）
 - ・ 回収日 午前（毎日）
 - ・ 納品日 回収日の翌日（15時以降）
なお、土曜日回収分は翌週火曜日の午前に納品
- ③ 2階（副院長室等）・医局
 - ・ 回収日 火曜日及び金曜日の午前
 - ・ 納品日 火曜日回収分については、金曜日の午前
金曜日回収分については、翌週火曜日の午前

ウ 別館

- ① 2階（更衣室等）
 - ・ 回収日 午前（毎日）
 - ・ 納品日 土曜日、月曜日及び火曜日回収分については、金曜日の午前
水曜日、木曜日及び金曜日回収分については、火曜日の午前

エ 保育所

- ① 1階
 - ・ 回収日 火曜日及び金曜日
 - ・ 納品日 火曜日回収分については、金曜日の午前
金曜日回収分については、火曜日の午前

オ 重症コロナ病棟

数量・稼働の見込みが不明瞭であるが、回収・納品日については ICU・HCU に準じる。但し、変更等が発生した際は、都度協議のうえ修正を行う。

カ その他 隨時 回収及び納品を甲が依頼する場所

(2) 留意事項

- ア 当センターでは、部署・各病棟等で共通利用する衣類には、病院名と所属を、個人等所有の診察衣等には病院名及び所属並びに氏名を油性インクで記入するよう指示しており、納品の特定はしやすくしている。（氏名等がないもの、消えて分からなくなっているものは不明品として区分し、別に定める場所に納品するものとしている。）
- イ 回収に際しては、ポケット等に取り忘れの物品がないか確認するものとする。取り忘れの物品がある場合は、安全に取り出し、内容に応じて対応を行うものとする。一般的に高価なもの、危険なもの、重要なものと判断できるものは、ただちに当センター担当者に届けなければならない。
- ウ 受注者において、他の医療機関や他部門の衣類等との混在を避けるため、必要な措置・取組は、受託者の判断により、状況に応じて適宜行うことができる。
- エ ランドリーボックス等業務実施に際して必要な器具等は、受注者側で準備し、維持管理すること。
当センター内に配置する必要がある場合は、事前に協議の上、設置方法及び管理方法を決定するものとする。
- オ 事前の単価設定がない診察衣等であっても、類似品として容易に洗濯可能な場合は、回収を行うものとする。ただし、特殊な素材（生地・デザイン）を用いた診察衣等である場合や洗濯等が困難な場合は、安易に回収せず、当センターの担当者と協議の上、処理の方法を決するものとする。

力 病院の状況（職員の配置状況、病棟等構造、病院方針等）に精通する必要があるため、受注者は、当センターに従事する回収担当者及び納品担当者につき、特定の者に固定して業務に当たらせるこことを原則とする。変更を行う場合は、適切な引き継ぎ期間をもって引き継ぎ作業を行うこと。

4 洗濯及び消毒等の方法

(1) 業務範囲

回収した洗濯物は、自社等の洗濯施設において、下記(2)(3)の方法により、それぞれの種別に応じて適切な方法で処理する。なお、回収後、衣類等にはつれ・糸引き、ボタンはずれ、ファスナーの故障が発見した場合は、適当な方法により修理修復を行うものとする（修復困難な破損除く）。

(2) 基本処理方法

原則として、平成5年2月15日付指導第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の別添1「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」及び別添2「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」に基づいて洗濯及び消毒を行うものとする。

(3) その他個別方法

個別事項については、下記のとおりとする。

ア 洗濯

- ① 白物（綿及び綿・ポリエチル混紡（綿60%以上））
水洗+糊付加工
- ② 白物（綿及び綿・ポリエチル混紡（綿60%未満））
水洗+柔軟加工
- ③ 色・柄物（綿、綿・ポリエチル混紡及びポリエチル）
水洗
- ④ 色・柄物（ウール等）
ドライクリーニング
- ⑤ 手術用品（手術衣、手術白衣、手術敷布、手術タオル等）及び整形診察衣（エプロン、ハーフパンツ）
水洗（蛋白質対応洗剤）

イ 仕上げ

- ① 看護衣
人体プレス機
 - ② 診察衣、予防衣、三角巾、炊事白衣、前掛、帽子、包布、敷布、枕カバー、診察台カバー及び座布団カバー
綿プレス機
 - ③ 白ズボン、バスタオル、タオル、トレーニングウェア、カーディガン、キュロット、ボアマット、足マット、こたつ布団、毛布、暗幕、タオルケット、カーテン及びマットレスカバー
スチームプレス機
- ※ それぞれハンドアイロンによる仕上げ修正を行うこと。

④ その他

乾燥機にて乾燥

ウ 包装・納品方法

- ① 看護衣、診察衣、予防衣、白ズボン及びキュロット
ハンガーに掛け、男女及び所属単位で整理して納品すること。
- ② その他

上記以外の品物については、各所属単位で一括包装を行い、指定場所に納品すること。

エ 感染性汚染物の取扱い

- ① 感染性汚染物とは、診察衣等のうち、すべての湿性生体物質・血液・体液（汗を除く）・尿・便・膿・痰などに汚染されたものをいう。
- ② 感染性汚染物は感染症用水溶性袋に入れ、それを運搬・洗浄するランドリーバック（通水性・通気性のない素材とし、かつ、分解するもの）に入れて、口止め具で密閉したものを回収すること。
- ③ 感染性（血液等）汚染物は、他の物と区別して、下記のとおり洗濯を行うこと。
 - (ア) 感染症用水溶性袋及び分解するランドリーバックをそのまま洗濯機に投入し洗浄を行う。
 - (イ) 洗剤及び助剤投入後 80℃以上で 10 分以上洗浄する。
 - (ウ) (イ)の作業の後、改めて通常の洗濯を行う。
 - (エ) 上記洗浄方法は毎回同品質となるようにすること。
- ④ 感染性汚染物のうち、当センターが指定するものについては、別途、指示する方法で処理すること。

5 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、本業務に関する契約書、仕様書及び指示事項等について十分業務従事者に周知させ、業務を円滑に遂行できるよう指導すること。
- (2) 当センターが第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関であることに鑑み、処理にあたって特別の対応を求めることがある。
- (3) 業務従事者は、当センター内外において当センター職員又は来院者（以下「来院者等」という。）と接する場合は、親切丁寧に対応し、来院者等に不快の念を与えるような言動のないよう注意すること。特に、診療・治療中の室内に入る場合は十分に留意し、必要であれば入室を控え作業手順を変えるなどの方法により、臨機な対応を行うこと。また、作業中は私語を慎み、静肅を守ること。
- (4) 業務従事者は、業務従事者であることを示すために、作業制服及び名札を着用すること。
- (5) 施設（病院）の特殊性に鑑み、業務従事者は、常に清潔な服装の保持に努めること。また、感染性疾患に罹患しないよう作業方法に最大限の注意を払うこと。
- (6) 業務従事者は、当センターの関係職員及びリネン交換の委託業者と連絡を密にし、円滑な運用ができるよう努めること。院内の異状を発見した場合は、直ちに最寄りの職員又は施設管理者に報告すること。なお、業務従事者は、当センターの施設管理指揮権に服すものとする。
- (7) 受注者及び業務従事者は、当センターが業務遂行にあたり受講が必要であると考える研修、会議、研究会等に可能な限り参加しなければならない。
- (8) 院内の感染症対策や環境衛生保持につき、院内の委員会等に出席を求められた場合は、特別な事情がない限りこれに参加しなければならない。
- (9) 受注者及び業務従事者は、職務上知り得た個人情報の取り扱いについては、関係法令及び契約書の規定を従うとともに、他に漏らしてはならない。

6 積算方法及び落札者の決定

- (1) 入札金額
衣類等の品目ごとの入札単価に年間見込数(回収・納品量)を乗じて合計した金額（年額）を入札金額とする（税抜表示）。
- (2) 落札者の決定
上記入札金額が最低となる者を落札者とし、期間中のすべての診察衣等に係る洗濯等の業務を一括して委託することとする（なお、消費税を加算した額をもって落札金額とする）。その他、法令及び入札に関する条件による。

(3) 修理補修費用

ボタンの取付け、ほつれ補正など軽度の修理・補修は、原則として洗濯業務に付随する業務として無償で対応するものとする。

7 業務管理上の留意事項

- (1) 当該委託の受注者において、当センター内で発生する衣類等の洗濯等をすべて担当することを踏まえ、衣類等は受注者において責任をもって管理すること。
なお、業務実施上、支障が発生した場合や適正・円滑な処理のために必要な改善策がある場合は、速やかに当センター担当者に問題提起することが望まれる。
- (2) 受注者は、業務を統括し、発生する課題や事故等に対応するため、業務責任者を配置するものとする。業務責任者は、洗濯施設・設備及び器具の衛生管理、診察衣等の消毒、洗濯物の適正な処理及び薬剤等の適正な使用について、熟知するものでなければならない。
- (3) 受注者は、業務開始にあたって、業務責任者及び業務従事者(回収担当者及び納品担当者以外も含む)の氏名を記載した名簿を提出するほか、業務実施体制及び運用方法を記載した書面を当センター担当者に報告をしなければならない。委託期間中に変更する場合も同様とする。
- (4) 受注者は、常に業務従事者の健康に留意し、各業務従事者が感染の恐れのある疾患等に罹患したときは、当該従事者を業務に従事させてはならない。
- (5) 業務の適正な実施及び当センター内の秩序維持の観点から、院長が業務従事者を不適当と判断した場合は、その変更を命ずることができる。
- (6) 業務従事者が作業中に被った業務従事者の故意又は過失による事故、事件の補償又は賠償は、受注者の責任とする。ただし、当センターの所属職員又は患者等の施設利用者の故意又は過失による事故・事件（ヒヤリハット案件を含む）等により損害が発生した場合は、当センターが補償又は賠償の責任を負う。
- (7) 業務中は、交通事故、盗難紛失、物損その他の事故の防止に十分に留意し、当センター又は第三者に損害を与えた場合は、受注者においてその賠償責任を負う。
- (8) 受注者は、業務の適正な実施及び接遇について業務従事者に対し、必要な教育・訓練を実施するとともに、その実績をセンター側に報告しなければならない。

8 落札後の手続

(1) 契約準備等

ア 契約締結協議

落札者は、当該仕様書に基づいて当センターと契約内容及び履行方法（代行体制を含む）の詳細について協議し、必要に応じて契約時における仕様書を作成する。この際、落札者は契約にかかる見積書（内訳書）を提出しなければならない。なお、協議が成立しないときは、契約不成立となる。

イ 契約保証金等

兵庫県病院局会計規程第 95 条に基づき、確実な履行を保証するため、契約予定者は、落札金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上の契約保証金を当センターに納付する必要がある。

ただし、当該契約につき保険会社との間で、当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書(原本)の提出があった場合等同条但書各号に該当するときは、納付の必要はない。

(2) 契約

ア 契約内容は、契約時仕様書に基づいて決定する。

イ 契約書は原則として当センターにおいて原案を作成する。契約書には、暴力団排除に関する規定、個人情報保護に関する規定、代行体制に関する規定を含む。なお、契約に際しては、暴力団排除条

例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）に基づき、暴力団排除に関する誓約書の提出を求める。

ウ 契約締結後において、契約書等に虚偽の記載等があった場合、仕様書及び法令に基づいた処理がされていない場合は、契約を解除する場合がある。その他、契約書に反する事項があった場合は、損害賠償、解除、入札指名停止等の必要な措置を講じる。

9 その他

- (1) 当該契約年度（令和 4 年度）において、当該契約年度の翌年度（以下「翌年度」という。）の契約締結協議が整わない場合は、翌年度の契約を締結するまでの間、引き続き、当該契約年度の契約条件で契約期間を延長する。
- (2) 翌年度において、受注者が変更となる場合は、翌年度受注者に対して、誠意をもって業務内容やその留意点について必要な情報を与え、適切な期間、引継ぎを実施すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、契約時及び必要時に当センター側と協議のうえ定める。

10 入札にあたっての注意点

- (1) 入札は、配付資料（入札通知書等）の記載によるほか、地方自治法令及び地方公営企業法令並びに兵庫県病院局会計規程の定めにより、実施する。
- (2) 入札者は、上記法令等を遵守し、入札に参加するものとし、規定に反したことで被る不利益を甘受する責任を負う。

指 第 14 号
平成 5 年 2 月 15 日
【最終改正】医政地発 0805 第 1 号
令和 2 年 8 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省健康政策局指導課長

病院、診療所等の業務委託について

標記については、本年 12 月 1 日より、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 15 条の 3、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号。以下「令」という。）第 4 条の 7、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 9 条の 8 から第 9 条の 15 及び「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知）」第三により取り扱われることとなるが、施行に当たっては、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第一 受託者の選定について

法第 15 条の 3 第 1 項及び令第 4 条の 7 の各号に掲げられた業務については、一般財団法人医療関連サービス振興会が医療関連サービスマーク制度を設け、一般財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たした者に対して、医療関連サービスマークを交付することとしているところであるが、厚生労働省令で定める基準に適合している者であれば、医療機関等が同サービスマークの交付を受けていないものに委託することは差し支えないものであること。

第二 病院、診療所、保健所、検疫所又は犯罪鑑識施設で行う検体検査の業務について

（法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号関係）

1 受託者の業務の実施方法等

（1）関係法規の遵守

受託者は、医療法、医師法及び臨床検査技師等に関する法律を遵守すること。

（2）受託責任者の業務

(1) 受託者の業務の実施方法

受託者は、「医療ガスの安全管理について」（平成29年9月6日付け医政発0906第3号厚生労働省医政局長通知）の別添2「医療ガス設備の保守点検指針」にしたがって、保守点検の業務を行うこと。

(2) 従事者の研修に関する事項

公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス安全管理者講習会は、規則第9条の13第6号の「適切な研修」に該当すること。

2 委託契約

契約文書については、別紙3のモデル契約書を参考にされたいこと。

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について（令第4条の7第6号関係）

1 受託者の業務の実施方法

受託者の洗濯施設は、規則第9条の14等に定めるところによるほか、別添1に定める衛生基準を満たすものであること。

2 医療機関の対応

- (1) 病院は、医療法第21条に規定する洗濯施設として少なくとも感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体（以下「一類感染症等の病原体」という。）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。以下同じ。）を処理することができる施設を有しなければならないこと。
- (2) なお、診療用放射性同位元素により汚染されているものについては、規則に規定する診療用放射性同位元素により汚染されたものに関する規定により取り扱うこと。

3 感染の危険のある寝具類の取扱い

- (1) 感染の危険のある寝具類に係る消毒方法については、次によること。
 - ア 一類感染症等の病原体により汚染されているものについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条の規定に基づいて定められた消毒方法によること。
 - イ ア以外の感染の危険のある寝具類については、別添2に定める消毒方法によること。
- (2) 感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと。

と（例外的に消毒前の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。）。

4 委託契約

病院が受託洗濯施設との間で寝具類の洗濯の外部委託に関する契約を締結する場合には、その契約内容を明確にした契約文書を取り交わすこと。なお、契約文書については、別紙4のモデル契約書を参考にされたいこと。

5 継続的な業務の遂行

受託洗濯施設が天災等により一時的にその業務の遂行が困難となる事態に備え、寝具類の洗濯の業務が滞ることのないよう必要な措置を講じておくことが望ましいこと。なお、この措置としては、複数の事業者又は複数の洗濯施設を有する事業者と業務委託契約を結ぶこと、あらかじめ代行業者を定めて代行契約を結ぶこと等が考えられること。

第九 施設の清掃の業務について（令第4条の7第7号関係）

1 受託者の業務の実施方法等

（1）受託責任者の職務

受託責任者は、業務が円滑に行われるよう従事者に対する指導監督を行うとともに、定期的な点検を行い、その結果を医療機関に報告すること。また、医療機関側の責任者と隨時協議を行うこと。

（2）作業計画の作成

受託責任者は、業務が円滑に実施されるよう、契約内容に基づき、医療機関の指示に対応した作業計画を作成すること。

（3）清掃の方法

従事者は、清掃用具や消毒薬等の薬液を適切に使用・管理し、業務を行うこと。なお、清掃用具は区域ごとに区別して使用することが望ましいこと。また、消毒に使用するタオル、モップ等は清掃用のものと区別し、適切に使用・管理すること。

（4）清潔区域の清掃及び消毒の方法

清潔区域の清掃業務に当たっては、入室時の手洗い、入退室時のガウンテクニックの適切な実施、無影燈、空調吹き出し口及び吸い込み口の清掃並びに消毒、高性能エアフィルター付き真空掃除機を使用した業務の実施等、区域の特性に留意した方法により行うこと。

（5）特定感染症患者の病室の清掃の方法

病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準

第1 目的

この基準は、病院における寝具類（以下「寝具類」という。）の洗濯を受託する洗濯施設たるクリーニング所（以下「クリーニング所」という。）が遵守すべき管理のあり方等を定め、もって寝具類の洗濯における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 管理

1 クリーニング師の役割

- (1) クリーニング業法に基づき必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び寝具類の洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。
- (2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯等の適正な処理等について常に指導的な立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めるこ

2 施設、設備及び器具の管理

- (1) クリーニング所内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。
- (2) クリーニング所内は、細菌の汚染程度により、①汚染作業区域（受取場、選別場、消毒場）、②準汚染作業区域（洗い場、乾燥場等）、③清潔作業区域（仕上場、引渡場等）に分け、従業員が各区域を認識しうるようにすること。
- (3) クリーニング所内は、ねずみ、昆虫が生息しないようにすること。
- (4) クリーニング所内は、採光及び照明を十分にすること（照明器具は、少なくとも年2回以上清掃するとともに、常に適正な照度が維持されるようにすること。）。
- (5) クリーニング所内は、換気を十分にすること。
- (6) クリーニング所内外は、常に排水が良く行われるようにすること。
- (7) 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス及び給湯に係る機械又は器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるように整備しておくこと。

- (8) 消毒、洗濯、脱水、乾燥及びプレスに係る機械又は器具類、作業台、運搬・集配容器等で寝具類が接触する部分（仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器を除く。）については、毎日業務終了後に洗浄又は清掃し、仕上の終わった寝具類の格納設備又は容器については、少なくとも一週間に1回以上清掃すること。また、これらについては、適宜消毒を行うこと。
- (9) ドライクリーニング処理用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について十分留意すること。
- (10) プレス機、馬（アイロン仕上げに用いる下ごて）等の被布は、清潔な白布を使用し適宜取り替えること。
- (11) 作業に伴って生じる纖維くず等の廃棄物は、専用容器に入れ、適正に処理すること。
- (12) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。
- (13) 消毒前の寝具類を受け取る場合には、消毒を行うまでの間、感染の危険のある旨を表示した容器に密閉して収納しておくこと。この場合において、当該容器は、消毒前の寝具類のみを収納する専用の容器であること。
- (14) 営業者（管理人を含む。以下同じ。）又はクリーニング師は、毎日クリーニング所の施設、設備及び器具の衛生全般について点検管理すること。

3 寝具類の管理及び処理

- (1) 寝具類は、病院における消毒の有無及び感染の危険度に応じ適正に選別すること。
- (2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。
- ① 感染の危険のある寝具類については、(1)による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添2の消毒方法により消毒を行うこと。
- ② ①以外のものについては、次のいずれかの方法によること。
- ア 本通知別添2に定める消毒方法（ただし、洗濯がこれと同様の効果を有する方法によって行われる場合は、消毒しなくてもよい。）
- イ 洗濯において消毒効果のある塩素剤を使用する方法
- (ア) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、60°C～70°Cの適量の温湯中で10分間以上本洗を行い、換水後、遊離塩素が約250ppmを保つよう塩素剤を添加の上、同様の方法で再度本洗を行うこと。

- (イ) すすぎは、清浄な水を用いて、初回は約60℃の温湯中で約5分間行い、2回目以降常温水中で約3分間4回以上繰返して行うこと。この場合各回ごとに換水すること。
- ウ 洗濯において消毒効果のある四塩化(パークロル)エチレンを使用する方法四塩化(パークロル)エチレンに5分間以上浸し洗濯した後四塩化エチレンを含む状態で50℃以上に保たせ10分間以上乾燥させるか、又は、四塩化(パークロル)エチレンで12分間以上洗濯すること。
- (3) 寝具類の洗濯にあたっては、①感染の危険度の低い物から順に洗濯するなど適切な配慮を行うこと、②繊維の種類及び汚れの程度等に応じた適切な洗濯方法により行うこと、③ランドリー処理を行う場合には、適切に洗剤及び薬剤(漂白剤、酸素剤、助剤等)を選定して適量使用し、処理工程及び処理時間を適正に調整すること、④ドライクリーニング処理を行う場合には、適切に選定した有機溶剤に水、洗剤等を適量に混合したものを使用し、処理時間及び温度等を適正に調整すること。
- (4) ランドリー処理における寝具類のすすぎは、清浄な水を使用して少なくとも3回以上行うこと。また、この場合、すすぎの水の入替えは、完全排水を行った後に行うこと。
- (5) 寝具類のしみ抜き作業は、繊維の種類、しみの種類・程度等に応じた適当な薬剤を選定し、しみ抜き場等所定の場所で行うこと。
- (6) 寝具類の処理に使用した消毒剤、有機溶剤、洗剤等が仕上げの終わった寝具類に残留することがないようにすること。
- (7) 仕上げの終わった寝具類は、包装するか、又は格納設備に収納し、汚染することのないよう衛生的に取り扱うこと。
- (8) 営業者又はクリーニング師は、クリーニング所における寝具類の処理及び取扱いが衛生上適切に行われているかどうかを常に確認し、その衛生確保に努めること。

4 消毒剤及び洗剤等の管理

- (1) 消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管すること。
- (2) ランドリー処理において使用する水は、清浄なものであること。
- (3) ドライクリーニング処理において使用する有機溶剤は、清浄なものとし、有機溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等については、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

また、ドライクリーニング処理を行う場合には、洗浄効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度の維持に努めること。

- (4) 営業者又はクリーニング師は、各種の消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の特性及び適正な使用方法について従事者に十分理解させ、その保管及び取扱いを適正にさせること。

5 従事者の管理

- (1) 受託者は、常に従事者の健康管理に注意し、従事者が感染の危険のある疾患に感染したときは、当該従事者を作業に従事させないこと。
- (2) 受託者は、従事者又はその同居者が一類感染症等患者又はその疑いのある者である場合は、当該従事者が治癒又はり患していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。
- (3) 従事者は、感染の危険のある疾患に感染し、又はその疑いがある場合には、受託者又はクリーニング師にその旨を報告し、指示に従うこと。
- (4) 受託者又はクリーニング師は、施設、設備及び器具の衛生管理、寝具類の消毒、洗濯物の適正な処理並びに消毒剤、洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤等の適正な使用等について常に従事者の教育及び指導に努めること。
- (5) 従事者は、移動による感染を予防するため、第二の2の(2)に掲げる各作業区域間移動に際しては、手洗い及び消毒を確実に行い、また、その移動回数は必要最小限にとどめること。

第3 自主管理体制

- 1 受託者は、施設設備及び寝具類の管理等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従事者に周知徹底させること。
- 2 受託者は、営業施設ごとに施設、設備及び寝具類を管理し、寝具類の処理及び取扱いを適正に行うための自主管理体制を整備し、クリーニング師及びその他の適当な者にこれらの衛生管理を行わせること。
- 3 クリーニング師等は、受託者の指示に従い、責任をもって衛生管理に努めること。

(別添 2)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。

1 理学的方法

(1) 蒸気による消毒蒸気滅菌器等を使用し、100°C以上の湿熱に10分間以上作用させること。

ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌（破傷風菌、ガス壊疽菌等）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）については、120°C以上の湿熱に20分間以上作用させること。

(注)

1 温度計により器内の温度を確認すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。

(2) 热湯による消毒

80°C以上の熱湯に10分間以上浸すこと。

(注)

1 温度計により温度を確認すること。

2 热湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下があるので留意すること。

2 化学的方法

(1) 塩素剤による消毒

さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に、30°Cで5分間以上浸すこと（この場合、終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと。）。

(注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下があるので留意すること。

(2) 界面活性剤による消毒

逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。

(注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すぎを行ってからでないと消毒効果がないことがあるので留意すること。

(3) クロールヘキシジンによる消毒 クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。(注) 塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染があるので留意すること。

(4) ガスによる消毒

① ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積1立方メートルにつきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま60℃以上で7時間以上触れさせること。

② エチレンオキシドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活性ガス(炭酸ガス、フロンガス等)を混合したものを注入し、大気圧下で50℃以上で4時間以上作用させるか、又は1kg/cm²まで加圧し50℃以上で1時間30分以上作用させること。

③ オゾンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、CT値6000pm·min以上作用させること。

また、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」(平成19年3月30日付医政経発第0330002号厚生労働省医政局経済課長通知)を遵守すること。

(注)

1 ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染することができないよう換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物がガスに十分触れないことがあるので注意すること。